

差別解消部会 実績報告

(令和3年12月末現在)

1 開催回数

令和3年度 1回開催(11月)

2 部会員の構成

区職員8人、区内障害者関係団体代表者8人
3頁「差別解消部会 部会員名簿」のとおり

3 報告事項

(1) 活動報告

障害者差別解消の推進に向けて、部会を開催し、意見交換・情報交換を行う。新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度は第1回・2回とも書類送付のみであったが、令和3年度は社会情勢を考慮しながら会議形式で第1回を開催した。今後の差別解消部会の取組内容を確認し、具体的な実施方法を検討していく。

【第1回】 令和3年11月(書類送付)

- ・部会員紹介
- ・具体的な相談事例の共有
- ・差別解消部会の今後の取組について

【第2回】 令和4年2月(予定)

- ・取組についての具体的な内容の検討

(2) 差別解消部会の実施を踏まえた区取組

(ア) 啓発用リーフレットの配布

区の関係各課(障害福祉課、各区民事務所・サービスコーナー、各図書館、障害者施設課、保健予防課、人権推進課)の窓口において配布するとともに、区ホームページにリーフレットの紹介と併せてダウンロード可能(PDFファイル)なページを掲載している。発行から数年経過していることから、現在の社会情勢を踏まえて見直しが必要。

(イ) 障害に対する理解を深めるための区民向け講座の開催

令和元年度より区民向け(大人向け、小学生向け)に障害理解を深めるための講座を開催したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止とした。令和3年度は12月に小学生の親子を対象に講座を開催した。(会場・リモートどちらの参加も可)

(ウ) 障害に対する理解を深めるための周知

障害理解の普及の一つとして、厚生労働省が作成しているほじょ犬についてのリーフレット及び障害福祉課で発行した『ご存知ですか? 障害者差別解消法』を商業関係事業者へ配布する。また、令和元年度より広報かつしかに『もっと知ってほじょ犬』の記事を掲載。

(エ) 区職員向け研修の実施

平成 29 年度に策定した葛飾区職員対応要領に基づき差別の禁止及び合理的配慮の提供を適切に実施できるよう、平成 28 年度より研修を実施している。新型コロナウイルス感染症予防の観点から令和 2 年度の研修から参加人数を縮小し、内容も変更して実施している。

(3) 地域の課題

平成 28 年度に実施した葛飾区障害者意向等調査において、「障害や病気を理由として不当に差別を受けたと感じたことがあった人は 5.1%」である一方、「障壁を取り除いてもらったと感じたことがあった人は 8.5%」という結果が出ている。

また、区民より寄せられた障害者差別に関する相談事例においては、区内事業者において、障害者差別解消法に対する理解が不十分である事例が見受けられた。

このため、障害者差別解消法が定める「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供義務」について、広く区民及び事業者に対して、引き続き普及啓発に取り組むことが重要である。

また、障害者差別に関する事例が顕在化されにくいことは変わらないため、差別解消の推進を一層図っていく必要がある。

(4) 今後の方向性・取組

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式に変化してきている。障害のある方の生活においても変化していることから、部会員と連携しながら地域や社会における課題を抽出し、解決方法を検討していく。また、障害理解の啓発にも努めていく。

- ・地域における差別事例が顕在化されず、区の相談窓口寄せられる件数は少ないため、相談窓口の周知方法について、差別解消部会において、意見交換を進めながら取り組んでいく。

- ・令和 3 年度第 1 回の差別解消部会において情報共有した、差別的取扱いや合理的配慮の非提供の事例について、関係機関へ確認・改善を進めていく。

- ・差別解消法の改正により 3 年以内に事業者の合理的配慮が義務化される。施行にともない法改正の周知など検討が必要となる。

令和3年度 差別解消部会 部会員名簿

	団体種別	区職員・障害者関係団体等
障害者関係団体を 代表する者(8名)	肢体不自由障害者団体	高障会
	聴覚障害者団体	葛飾区聴力障害者協会
	内部障害者団体	葛飾区地域腎友会
	難病患者団体	葛飾パーキンソン友の会 げんき会
	知的障害者団体	葛飾区手をつなぐ親の会
	肢体不自由者団体	葛飾区肢体不自由児者父母の会
	高次脳機能障害者団体	高次脳機能障害者 家族会 かつしか
	特別支援学校PTA	東京都立水元特別支援学校PTA
区職員(8名)		障害援護担当課長
		保健予防課長
		人権推進課長
		障害福祉課長
		障害福祉課相談係長
		障害福祉課援護係長
		保健予防課保健予防係長
		保健予防課保健予防担当係長

差別解消部会設置要領

平成28年9月1日

28葛福障第453号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、差別解消部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域における障害者差別の実態把握に関すること。
- (2) 差別の解消に資する取組の情報収集や分析に関すること。
- (3) 相談体制の整備に関すること。
- (4) その他障害者差別の解消のために必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月27日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害援護担当課長	部会長
健康部保健予防課長	副部会長
総務部人権推進課長	
福祉部障害福祉課長	
福祉部障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
〃 保健予防課保健予防担当係長	
区内障害者関係団体代表者（13人以内とする。）	